

# 令和6年度 斑鳩町会計年度任用職員登録のご案内

斑鳩町では、面接等により選考する場合を除き、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、登録者の中から必要に応じて条件の合う人を選考し、任用します。名簿登載期間中に必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

- 名簿登録期間…令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 受付期間…1月4日(木)～31日(水) 午前8時30分～午後5時30分 (土曜・日曜日、祝日を除く)に総務課(役場2階)で受け付けします。  
なお、受付期間の終了後も随時、登録の受付を行っています。

※電話、fax、郵送、インターネットなどによる受付はできません。

※次のいずれかに該当する人は登録できません。

- 提出書類…履歴書1枚(市販用紙・応募者本人が記入)、職種に応じた必要書類

(1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

※職種の重複登録が可能です。登録を希望される職種を履歴書に記入してください。

(2)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

- 通勤手当…通勤のため交通機関を利用し、または自転車その他の交通用具を使用し通勤する人に対して、通勤手当相当額を常勤職員に準じて費用弁償として支給します。

- 期末手当…6か月以上の勤務となる場合に支給します。(1週間当たりの勤務時間の平均が15.5時間未満の場合は除く)

- 休暇…任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与します。

- 社会保険等…厚生年金保険法、雇用保険法、地方公務員等共済組合法の定めるところにより適用します。

- 公務災害等…労働者災害補償保険法または地方公務員災害補償法に基づき損害を補償します。

職種	主な業務内容	勤務形態	応募資格	必要書類
1 一般事務補助員	パソコン等による事務処理・受付などの業務	月～金曜日(週5日以内) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間以内(休憩1時間を除く) ※勤務時間・勤務日数については応相談	・パソコン(ワード・エクセル)を使える人	
2 図書館事務補助職員 (聖徳太子歴史資料室勤務)	聖徳太子歴史資料室の運営	原則として週3日(火曜日を除く。土・日曜日含む) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間45分(休憩1時間を除く) ※勤務時間・勤務日数については応相談	・パソコン(ワード・エクセル)を使える人 ・斑鳩町の歴史および聖徳太子に精通している人	
3 図書館事務補助員 (図書返本など)	図書の配架(返本)、カウンター業務補助	原則として週4日(火曜日を除く。土・日曜日含む。配架勤務) 午前9時30分～11時30分 ※勤務時間・勤務日数については応相談	・パソコン(ワード・エクセル)を使える人	
4 図書館事務補助員 (図書運搬など)	図書の運搬業務	原則として週1回 (月・水・木・土曜日:原則として曜日固定で対応) 午前10時～11時30分	・普通自動車免許を有する人	
5 ごみ収集処理等 清掃員	一般廃棄物(家庭系)の収集運搬など	月～金曜日(週5日)※祝日、毎月第2土曜日及び第4日曜日はシフト制勤務 午前7時45分～午後4時00分のうち7時間以内(休憩1時間を除く)	・普通自動車免許を有する人	
6 用務員	施設・設備の維持保全業務など	※勤務時間・勤務日数については応相談	・要件なし	
7 保育士	保育所における保育業務	※勤務時間・勤務日数については応相談	・保育士資格を有する、または令和6年3月31日までに資格取得見込みの人	保育士証原本または保育士資格取得見込証明書
8 保育補助員	保育所における保育業務の補助	※勤務時間・勤務日数については応相談	・要件なし	
9 保育所看護師	保育所における看護業務	<パート> 月～金曜日(週5日) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間(休憩1時間を除く) <フルタイム> 月～金曜日(週5日) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間45分(休憩1時間を除く)	・看護師免許を有する、または令和6年3月31日までに免許取得見込みの人	看護師免許証原本または看護師資格取得見込証明書
10 保育所用務員	保育所施設・設備の維持保全業務など	月～金曜日(週5日) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間以内(休憩1時間を除く) ※勤務時間・勤務日数については応相談	・要件なし	
11 保健師	保健事業等における保健指導業務	※勤務時間・勤務日数については応相談	・保健師免許を有する、または令和6年3月31日までに免許取得見込みの人	保健師免許証原本または保健師免許取得見込証明書
12 幼稚園講師	幼稚園における保育業務	※勤務時間・勤務日数については応相談	・幼稚園教諭免許を有する、または令和6年3月31日までに免許取得見込みの人	幼稚園教諭免許状原本または幼稚園教諭免許取得見込証明書
13 小・中学校講師	小・中学校における学級担任等または特別支援教育などの業務	<パート> 月～金曜日(週5日) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間以内(休憩1時間を除く) ※夏休みなど長期休業日は勤務がない場合があります。 ※勤務時間・勤務日数については応相談 <フルタイム> 月～金曜日(週5日) 原則として午前8時30分～午後5時30分のうち7時間45分(休憩1時間を除く)	・小・中学校教諭免許を有する、または令和6年3月31日までに免許取得見込みの人	小・中学校教諭免許状原本または小・中学校教諭免許取得見込証明書
14 教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	小・中学校における教員等の事務の補助などの業務	月～金曜日(夏期、冬期、春期休業日を除く) 週20時間程度 ※配属校の運営上必要な場合は、上記の勤務形態を変更することがあります。	・要件なし	
15 管理栄養士	保健事業等における栄養指導業務	※勤務時間・勤務日数については応相談	・管理栄養士免許を有する、または令和6年3月31日までに免許取得見込みの人	管理栄養士免許証原本または管理栄養士資格取得見込証明書
16 栄養士	保育所における給食管理業務等	※勤務時間・勤務日数については応相談	・栄養士免許を有する、または令和6年3月31日までに免許取得見込みの人	栄養士免許証原本または栄養士資格取得見込証明書
17 小・中学校栄養士	小・中学校における栄養士業務	月～金曜日(週5日勤務) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間45分以内(休憩1時間を除く) ※夏休みなど長期休業日は勤務がない場合があります。	・栄養士免許を有する、または令和6年3月31日までに免許取得見込みの人	栄養士免許証原本または栄養士資格取得見込証明書
18 発掘調査補助員	発掘調査における測量や記録等の作業および発掘調査における出土品の整理作業	原則として発掘調査等がある場合に勤務 水曜日は休業(但し、場合により実施することがある) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間45分以内 ※勤務時間・勤務日数については応相談	・要件なし	
19 福祉施設補助員	ふれあい交流センターいきいきの里・老人憩の家における運営補助業務	※勤務時間・勤務日数については応相談	・要件なし	
20 幼稚園給食補助員	幼稚園における給食準備及び片付けなど	月・火・木・金曜日 午前10時～午後1時 ※勤務日数については応相談	・要件なし	
21 放課後児童支援員	学童保育室における保育業務	月～金曜日(学校休業日を除く) 放課後～午後7時30分 学校休業日(日曜日、祝日及び年末年始を除く) 午前7時45分～午後7時30分	・放課後児童支援員認定資格研修を修了した人	放課後児童支援員認定資格研修修了証原本
22 学童補助員	学童保育室における保育補助業務	上記の時間帯の中でのシフト制 ※勤務時間・勤務日数については応相談	・要件なし	
23 手話通訳者	役場等における手話通訳業務	<パート> 月～金曜日(週3日) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間45分(休憩1時間を除く) <フルタイム> 月～金曜日(週5日) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間45分(休憩1時間を除く)	・手話通訳者若しくは手話通訳士資格を有する、または令和6年3月31日までに資格取得見込みの人	手話通訳者(手話通訳者合格者証・手話通訳者証) 手話通訳士(手話通訳士登録証・手話通訳士カード)※上記のいずれかの原本
24 小・中学校司書	小・中学校図書室の運営業務	月～金曜日(週5日) 午前8時30分～午後5時30分のうち7時間以内(休憩1時間を除く) ※夏休みなど長期休業日は勤務がない場合があります。	・司書資格を有する、または令和6年3月31日までに資格取得見込みの人	司書資格証明書原本または司書資格取得見込証明書
25 介護支援専門員	介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務等地域包括ケアシステム推進のための業務等	※勤務時間・勤務日数については応相談	・介護支援専門員資格を有する、または令和6年3月31日までに取得見込みの人 ・普通自動車免許を有する人	介護支援専門員証原本
26 介護認定調査員	要支援・要介護認定に伴う認定調査業務(調査件数は1ヶ月間で20件程度)	※勤務時間・勤務日数については応相談	・介護支援専門員資格を有する人 ・普通自動車免許を有する人 ・都道府県等が実施する「認定調査員新任研修(2009年版テキストによる)」を受講済みの人	介護支援専門員証原本
27 療育教室指導員	療育教育における療育指導業務	原則として療育教室が開催される場合に勤務 年間50日	・保育士資格、幼稚園教諭免許、小・中学校教諭免許のいずれかを有する人	下記いずれかの原本 ・保育士証 ・幼稚園教諭免許状 ・小・中学校教諭免許状